

建設業許可のよくあるご質問（FAQ）

※建設業許可制度に関しては、新潟県HP上の「建設業許可について」の「建設業許可申請等の手引き」にて詳しく解説していますので、必ず申請・届出前にご確認ください。

必要な書類、申請方法など

Q) 建設業許可や届出に必要な書類、申請方法を教えてください。

A) 申請や届出に必要な書類等や申請方法は、新潟県HP上の「建設業許可について」をご確認ください。

Q) 建設業許可申請から許可までにどれくらい期間がかかりますか。

A) 行政庁が申請を受付した日から、許可等の通知書を発行するまでの標準処理期間は、30日（土日祝日含む。補正に要した日数は含まない。）です。なお、審査進捗状況等により標準処理期間を超えることがあります。余裕をもって申請等を行ってください。

Q) 様式はどこで入手できますか。

A) 新潟県HP上の「建設業許可について」からダウンロードすることができます。

Q) 提出部数は何部必要ですか。

A) 建設業許可に係る申請・届出は、正本1部、副本1部の計2部が必要です。また「チェックシート」を必ず添付してください。詳しくは、新潟県HP上の「建設業許可について」をご確認ください。

なお、申請・届出後に担当者から電話やメール等で内容の確認や補正依頼をさせていただくことがありますので、控えを手元に残しておいてください。

原則、申請者控えの提出は不要ですが、県庁受付印を押印した申請者控えが必要な場合は、申請書の1枚目を同封し、①返送を希望する場合は必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封、②県庁での受け取りを希望する場合は、審査完了の連絡を受けた後に県庁で受け取りをしてください。

Q) 手数料の納付方法を教えてください。 ※令和7年3月末日で新潟県収入証紙が廃止

A) 納付は以下の方法で行ってください。詳しくは、新潟県HP上の「建設業許可について」をご確認ください。

- ・オンラインで電子納付または金融機関のATMで現金振込
- ・県庁監理課建設業室窓口でキャッシュレス決済
- ・金融機関の窓口で現金納付

Q) 納税証明書や登記簿など、公的書類は原本の提出が必要ですか。

A) コピーの提出も可能です。

Q) 申請・届出書類に押印が必要ですか。

A) 書類への押印は一切不要です（代表者印、訂正印等）。

※行政書士法施行規則第9条第2項による記名職印を不要とするものではありません。

Q) 許可通知書を紛失しました。再発行できますか。

A) 許可通知書は許可の申請に対する許可処分の通知であり、再発行はできません。許可証明書（1通 500 円）をご請求ください。

Q) 商号、代表者等を変更しました。変更届出書を提出すれば許可通知書は新たに発行してもらえますか。

A) 新たに許可通知書の発行は行いません。代表者の変更や商号変更に対応した文書が必要な場合は、許可証明書（1通 500 円）をご請求ください。

建設業許可について

Q) 建設工事の種類はどのようなものがありますか。

A) 建設業法上、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいい、「建設工事」の種類は、29種類となっています。

詳細については、新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」の「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」をご確認ください。

Q) 土木一式工事と建築一式工事はどのような工事ですか。

A) 一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」をいいます。

2つ以上の専門工事を組み合わせて、土木工作物又は建築物を造る場合の他、必ずしも2つ以上の専門工事が組み合わされていなくても、工事の規模・複雑性等からみて総合的な企画・指導・調整を必要とし、個別の専門的な工事として施工することが困難であると認められるものも含まれます。上記に該当するか個々の具体的事例ごとに判断してください。

Q) 建築一式工事業の許可を取得すれば、建築系工事であればどんな工事も請け負えるのですか。

A) 建築一式工事業の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500万円以上の専門工事を単独で請け負うことはできません。土木一式工事も同様の扱いとなります。

Q)「建築一式工事」に該当する基準はありますか。

A) 明文化された基準はありませんが、建築確認を要する住宅新築もしくは増改築工事であることがひとつの目安となります。

Q)「解体工事」の考え方を教えてください。

A) 解体に関する工事は、大きくは次の3種類に区分されます。

①それぞれの27業種の専門工事（電気工事、機械器具設置工事など）において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各「専門工事」に該当します。

②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当します。一式工事の事例としては、大規模な橋梁等の解体、ビルや学校等の大規模な建築物の解体などが考えられます。

③これ以外の小規模な家屋等の解体が「解体工事」に該当すると考えられます。

Q)「建設工事」に該当しないものがあれば教えてください。

A) 除雪や除草（剪定）、樹木の伐採、調査、点検、簡易な部品の交換、物品の販売等は「建設工事」ではありません。

契約の名称に関しては、「委託」その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て「建設工事」の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。「件名」により建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、具体的な契約の内容によって判断されます。

Q)「軽微な工事」とはどのようなものですか。

A)「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が

①「建築一式工事」にあっては、1,500万円（税込）に満たない工事もしくは延べ面積が150㎡に満たない工事

②「建築一式工事以外の建築工事」にあっては、500万円（税込）に満たない工事です。

Q) 工事費は500万円未満なのですが、材料費を合わせると500万円を超えてしまいます。その場合、建設業の許可は必要になるのでしょうか。

A) 材料費が請負契約に含まれていない場合であっても、注文者が提供する材料費も合算して税込み500万円以上（建築一式工事の場合は税込み1,500万円以上）となった場合は、建設業の許可が必要です。（建設業法施行令第1条の2）

Q) 建設業法上の「営業所」の定義を教えてください。

A) 常時建設工事の請負契約を締結する事務所を言います。

また、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する者である場合は営業所に該当します。

Q)「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とはなんですか。

A) 請負契約のための見積、入札、契約締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。したがって、単なる打合せスペース、現場の作業事務所等は営業所に該当しません。

Q) 本社（本店）を従たる営業所に、支社（支店）を主たる営業所にすることは可能ですか。

A) 可能です。建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をさすので、必ずしも本店である必要はありません。

Q) 従たる営業所の営業所技術者等が不在となり、従たる営業所において一部業種の許可要件を満たさなくなりました。当該営業所において、当該業種の軽微な工事を請け負うことは可能ですか。

A) 不可能です。申請者として許可を受けた業種については、軽微な工事のみを請け負う場合であっても、許可要件を満たした営業所以外で営業することはできません。

Q) 建設業許可を受けた後、建設業者が行う必要な手続きは何がありますか。

A) 建設業許可を取得後の主な手続きは下記となります。

- ① 毎事業年度終了後、4か月以内に変更届出書（決算変更届）の提出が必要
- ② 許可の有効期間は5年間となりますので、有効期間の満了の日の30日前までに更新申請が必要
- ③ 商号・名称、役員、所在地などの変更をした場合は、30日以内に変更届の提出が必要
- ④ 経營業務管理責任者、令3条使用人、営業所技術者等が交替等をした場合は、14日以内に変更届の提出が必要

※詳細は、新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」をご確認ください。

Q) 変更届出書（決算変更届）は、更新のときにまとめて提出してはいけませんか。

A) 変更届出書（決算変更届）は、毎事業年度終了後4ヶ月以内にご提出いただくことが、建設業法において義務付けられています。ご提出がないと、業種追加申請や更新申請はできません。

まとめでの作成は、かえって多大なる労力と時間がかかります。必ず事業年度ごとにご提出をお願いします。

Q) 経營業務管理責任者を変更しました。更新申請書時に変更後の内容で提出すれば変更届の提出は省略できますか。

A) 変更届の提出は省略できません。更新の申請は「既に受けている許可をそのままの要件で続けて申請」することです。変更が生じている場合には、更新の申請の前に変更の届出を行う必要があります。

Q) 役員、経營業務管理責任者や営業所営業所技術者等の住所（居住地）が変わった場合、変更届は必要ですか。

A) 不要です。ただし、経營業務管理責任者や営業所技術者等の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離となった場合は変更の手続きが必要となります。

Q) 更新の申請はいつからできますか。

A) 更新手続きは許可の有効期間満了日の3か月前から受け付けています。引き続き許可を受けて営業する場合には、有効期間満了日の30日前までに更新の手続きをとる必要があります。

Q) 更新手続きを忘れ有効期間を過ぎてしまいました。更新はできますか。

A) 許可の有効期間を経過した時点で許可は失効しますので更新はできません。新たに新規の許可申請手続きが必要になりますのでご注意ください。

Q) 特定建設業の許可を持っています。営業所技術者等が交替するのですが、後任者は一般建設業を担当できる資格しかありません。特定建設業を一般建設業へ変更することはできますか。

A) 一般建設業・特定建設業の許可の枠を超えての変更はできません。もし、営業所技術者等が交代して一般建設業しか担当できない場合は、営業所の当該業種を継続できませんので業種を廃止してください。その後、般・特新規又は業種追加の申請を行ってください。

Q) 一般建設業許可を受けており、許可を受けている建設業について一般建設業の要件しか満たさない者（A）が営業所技術者等となっています。このたび、当該建設業について特定建設業許可を申請したいが、般特新規申請の際に特定建設業の要件を満たす者（B）を営業所技術者等に変更できますか。

A) できません。まず、事前に営業所技術者等を（A）から（B）に変更する変更届を提出してください。その後、般特新規申請において（B）の担当業種の変更を行ってください。

Q) 3年前に一般建設業許可をはじめ取得した事業者です。一般建設業の業種追加を申請する予定ですが、財産的要件は再度確認をしますか。

A) 申請日時点では許可取得後5年未満のため、自己資本500万円以上（直前の決算における純資産合計の額）か、500万円以上の資金調達能力があること（発行2週間以内の残高証明書のご提出）を満たす必要があります。

Q) 複数業種を申請する場合、手数料は業種ごとに計算するのですか。

A) 手数料の金額は、業種の数ではなく一般建設業・特定建設業の別で変わります。

Q) 父が個人事業主をしていましたが、子が事業を引き継ぐことになりました。代替わりと法人成の申請を同時に行うことは可能ですか。

A) 可能です。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）について

Q) 経營業務の管理責任者とはどんな人ですか。

A) 営業取引上対外的に責任を有する地位（法人の役員、個人の事業主、支配人等）にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験が5年以上ある者をいいます。

詳しくは、新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」をご確認ください。

Q) 「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」の「常勤」は具体的にどういうことでしょうか

A) 「常勤役員等」とは、「法人である場合にはその役員のうち常勤であるもの」とされていますが、この「常勤」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

Q) 他社の取締役になっている人を経營業務の管理責任者になることができますか。

A) 他社で非常勤取締役であり、申請を行う会社で常勤の取締役である場合は可能です。

Q) 議員は営業所技術者等や経營業務の管理責任者になることができますか。

A) できません。議員は、会期中は相当期間議会に拘束されることは明らかであり、また会期外であっても議員としての様々な活動があること等を踏まえると、常勤性が求められる経營業務の管理責任者や営業所技術者等になることはできません。

Q) 経營業務管理責任者としての経験を確認する資料はどのようなものでしょうか。

A) 新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」の「確認資料一覧表」をご確認ください。

Q) 経營業務の管理責任者や営業所技術者等について、実際には通勤圏内に居住しているが、住民票上の住所を移していない場合、住所の記載はどうしたらいいですか。

A) 常勤役員等証明書や営業所技術者等証明書に、住民票上の住所と実際の住所を2段書きし、実際の住所に住んでいることの確認資料（アパートの契約書等）を提出してください。

Q) 法人において常勤役員が1人のみで、同者が経營業務の管理責任者に就任していましたが、同者が死亡しました。死亡から1か月後、別な者を常勤役員に就任させ、経營業務の管理責任者にする予定ですが可能ですか。

A) 不可能です。経營業務の管理責任者を置くことは建設業許可上の要件であるので、不在の期間が生じることは許されません。上記の例の場合は、一度許可を廃業し、後任の経營業務の管理責任者が決定したあとに再度新規申請を提出してください。

営業所技術者等について

Q) 営業所技術者等とはどんな人ですか。

A) 請負契約の適正な締結や工事の履行を技術面から確保するために、営業所に常勤して専らその業務に従事する者をいいます。許可を受けようとする建設工事に関して一定の資格又は経験を有する技術者を営業所ごとに置く必要があります。

資格要件を満たす場合には、同一営業所内において2業種以上の建設業の営業所技術者等になることや、経營業務の管理責任者と兼ねることもできますが、他の営業所の営業所技術者等と兼ねることはできません。

Q) 営業所技術者等になるには、どういった資格が必要ですか。

A) 建設工事の種類に応じた資格等があります。一般建設業許可と特定建設業許可で異なる場合もありますのでご注意ください。

※詳細については、新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」の「【許可】有資格コード一覧」をご確認ください。

Q) 営業所技術者等の「専任」とはどのようなことでしょうか。

A) 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱います。(現場に配置する主任技術者等については、出向社員等は原則不可です。)

※次に掲げるような者は、原則として、「専任」のものとはいえないものとして取り扱います。

- ①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所(他の建設業者の営業所を含む)において専任を要する者
- ③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされているもの(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要するものを除く。)

Q) 「実務経験」とはどのような経験を言うのでしょうか。

A) 「実務経験」とは建設工事の施工に関する技術上の経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。建設工事の発注にあたって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。同一期間に関して、ある業種に関する実務経験として提出する場合、仮に複数業種の経験を同時に行っていたとしても、重複して他の業種の経験とすることはできません。

Q) 「実務経験証明書」の記載方法はどちらがよいでしょうか。

A) 新潟県HP上の「建設業許可申請等の手引き」の「【記載例】様式9号」をご確認ください。

Q) 実務経験証明書を証する証拠書類はなにが必要ですか。

A) 直近5年（5年以下の年数の場合はその年数）分の、暦年ごとに請け負った主たる工事1件（実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る）について、請け負ったことを証する書類を提出してください。（例：請負契約書、注文書・請書、代金の請求書等）

Q) 実務経験証明書を証する証拠書類は、他社での経験の場合も提出が必要ですか。

A) 他社での経験の場合は不要です。しかし、実務経験証明書の内容に誤りが生じないように、工事内容や経験期間を正確に記載してください。

Q) 営業所技術者等の要件で、資格取得に加えて一定の経験年数を要するものについて、資格取得前の実務経験を経験年数に含めることはできますか。

A) できません。資格取得後の経験年数のみ含めることができます。

Q) 「指導監督的実務経験」とはどのような経験を言うのでしょうか。

A) 「指導監督的実務経験」とは建設工事の設計又は施工の全般について、主任技術者、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が税込4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要です。

工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額について

Q) 工事経歴書の書き方を教えてください。

A) 許可（申請）業種ごとに作成します。実績が無くても省略はできませんので、工事名欄に「実績なし」と記入してください。

なお、記載時の留意点は以下の通りです。

①除草、伐採、清掃、点検等の委託業務は建設工事ではないため、工事経歴書に記載できません。

②「許可業種区分と具体的工事の例示」を参照し、誤った届出とならないよう計上業種をよくご確認ください。（特に、専門工事に区分すべき工事を一式工事に記載しないよう留意し、許可がない業種の実績は、様式第3号の「その他の建設工事の施工金額」に計上願います。）

③経営事項審査の受審有無で、記載方法が異なります。

④計上業種との整合性が確認できる工事名(工事内容)を記載ください。

⑤決算期外に完成した工事は計上できないため、工期を再度ご確認ください。

Q) 工事経歴書は何件記載すればよいですか。

A) 経営事項審査の受審有無で作成方法が異なります。

詳しくは、新潟県HP上の「建設業許可について」の「工事経歴書の記載方法、注意点」をご確認ください。

Q) 複数の業種にまたがる工事（住宅新築工事における大工工事と屋根工事等）の場合、工事経歴書のどの業種に記載すべきですか。

A) 1契約の工事はいずれか1つの業種に計上する必要があるため、どの業種に計上するかを判断する必要があります。どの業種に計上するかは申請者側で判断していただいて差し支えありません。

Q) 自社の建物を建設・修繕した場合、工事経歴書に記載できますか。

A) 自社社屋に関する工事は、「請負工事」に当たらないため、記載できません。

Q) 設立直後でまだ工事实績がありませんが、工事経歴書や直前3年の各事業年度における工事施工金額は省略しても良いですか。

A) 省略はできません。工事経歴書は「実績無し」、直前3年の各事業年度における工事施工金額は「決算期末到来」と記載してください。

決算書類等（貸借対照表、損益計算書など）について

Q) 設立直後でまだ決算期をむかえていませんが、決算書類は省略しても良いですか。

A) 省略はできません。貸借対照表は「開始貸借対照表」として設立日時点のものを作成してください。損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表は「決算期末到来」と余白に記載してください。

なお、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）は仕様により作成不要となっています。

Q) 変更届出書（決算変更届）の決算書類は、決算書を提出すればよいですか。

A) 法令で決められた様式（法令様式）に書き直す必要があります。なお、金額は千円未満切り捨てで表示してください。また切り捨ての関係で、各部の合計額と内訳科目の合計額が一致しない場合の調整は不要です。

Q) 変更届出書（決算変更届）で提出する事業報告書の様式は無いのですか。

A) 会社法第438条の規定に基づき、取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めているもので、様式については問いません。

納税証明書について

Q) 変更届出書（決算変更届）で提出する納税証明書は、どこで発行していますか。

A) 納税証明書は地域振興局県税部で発行しております。発行方法や手数料については、最寄りの地域振興局県税部にご確認ください。

Q) 個人事業主は12月決算のため、変更届出書（決算変更届）を4月末までに提出する必要があります。しかし、事業年度に対応した個人事業税の納税証明書は、8月以降でないと提出できません。この場合どうしたらよいでしょうか。

A) 変更届出書（決算変更届）を提出いただく時点で、発行可能な直近の個人事業税の納税証明書を提出してください。